

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	枚方市 母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、母子保健関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和5年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	<p>・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等訪問指導、健康診査等の母子の健康の保持及び増進に関する事務を行う。</p> <p>・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。</p> <p>①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出の受理、母子健康手帳の発行 ⑤妊産婦の訪問指導等 ⑥低体重児の届出 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧母子健康包括支援センターの事業の実施</p>
③システムの名称	健康管理システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子機能申請、申請管理システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムファイル、1歳6か月児健康診査通知書発送者一覧表、2歳6か月児歯科健康診査通知書発送者一覧表、3歳6か月児健康診査通知書発送者一覧表、4か月児健康診査通知書発送者一覧表	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表第1の49の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法別表第2の56の2の項 ・番号法別表第2の69の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枚方市 健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課
②所属長の役職名	母子保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8447 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

郵便番号573-1179
大阪府枚方市禁野本町2丁目13番13号
枚方市役所 健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課 072-840-7221

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月12日	I 3法令上の根拠	・情報提供 番号法 第19条第7号 別表第二第56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第7項 ・情報照会 なし	同法第9条第2項及び同項の規定による同条第3条第1項に規定する別表第2の70の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条)	事後	
平成29年7月12日	I 4②法令上の根拠	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第7項	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条	事後	
平成29年7月12日	I 5②所属長	中川 多喜	課長 上田 智子	事後	
平成29年7月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 上田智子	保健センター課長	事後	
平成31年3月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年6月10日	I 1 ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等訪問指導、健康診査等の母子の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①新生児の訪問指導 ②健康診査 ③妊娠の届出の受理、母子健康手帳の発行 ④妊産婦の訪問指導等 ⑤低体重児の届出 ⑥未熟児の訪問指導に関する事務	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等訪問指導、健康診査等の母子の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査 ④妊娠の届出の受理、母子健康手帳の発行 ⑤妊産婦の訪問指導等 ⑥低体重児の届出 ⑦未熟児の訪問指導 ⑧母子健康包括支援センターの事業の実施	事後	
令和2年6月10日	I 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の49の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の14の項(同条例施行規則第15条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する別表第2の70の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条)	・番号法別表第1の49の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条)	事後	
令和2年6月10日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・情報提供ネットワークによる情報照会はない。 【提供】 ・番号法別表第2の56の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条)	・番号法別表第2の56の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条) ・番号法別表第2の89の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の三)	事前	
令和2年6月15日	IV リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続(入手)目的外の入所が行われるリスクへの対策		十分である	事前	
令和2年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署②所属長	①枚方市 健康部 保健所 保健センター ②保健センター課長	①枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室 母子保健担当 ②課長	事後	
令和2年6月10日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	郵便番号573-1179 大阪府枚方市柴野本町2丁目13番13号 枚方市役所 健康部 保健所 保健センター	郵便番号573-1197 大阪府枚方市柴野本町2丁目13番13号 枚方市役所 健康福祉部 地域健康福祉室 母子保健担当	事後	
令和5年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)	健康管理システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、マイナンバーびつたりサービス(サービス検索・電子機能申請、申請管理システム)	事前	
令和5年1月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法別表第1の49の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条)	・番号法別表第1の49の項	事後	
令和5年1月23日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第2の56の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条) ・番号法別表第2の69の2の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条の三)	・番号法別表第2の56の2の項 ・番号法別表第2の69の2の項	事後	
令和5年1月23日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室 母子保健担当 ②課長	①枚方市 健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課 ②母子保健課長	事後	
令和5年1月23日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号573-8447 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課	郵便番号573-8447 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294	事後	
令和5年1月23日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	郵便番号573-1197 大阪府枚方市柴野本町2丁目13番13号 枚方市役所 健康福祉部 地域健康福祉室 母子保健担当	郵便番号573-1197 大阪府枚方市柴野本町2丁目13番13号 枚方市役所 健康福祉部 健康寿命推進室 母子保健課 072-840-7221	事後	
令和5年1月23日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	
令和5年1月23日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	